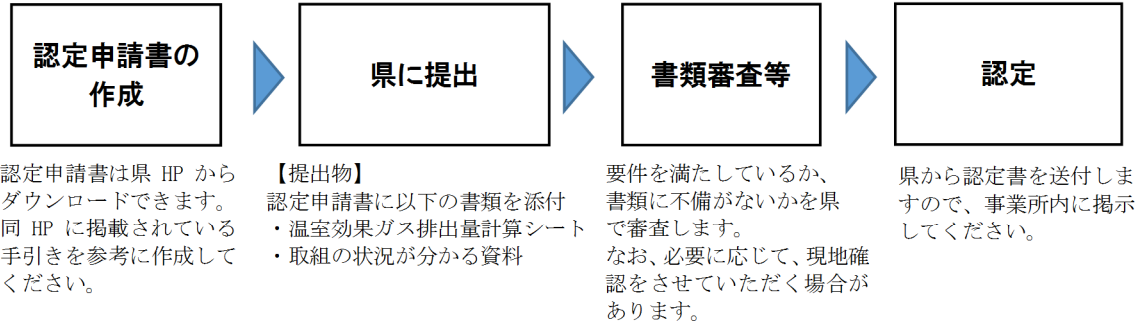


よくあるご質問

Q1 新規で認定を受けたいが、手続きの流れは。

A1 認定までの流れは以下のとおりです。

なお、令和2年度から新規認定申請は随時受け付けることとしました。



Q2 温室効果ガス削減率の算定はどうやるの。

A2 県 HP に掲載されている「温室効果ガス排出量シート」で、燃料や電気の使用量を入力すれば、排出量が自動計算されます。

Q3 認定要件にある「基本的な取組」とは。

A3 「基本的な取組」は以下の7つです。エコキーパー制度の認定を受けるためには、これらすべての項目を実施している必要があります。(詳しくは、手引き2～3ページ)

- ①温室効果ガスの排出状況の把握
- ②エアコンの温度の適切な管理
- ③使用しない部屋の照明の消灯
- ④事務用機器等の使用しない時間帯における主電源の遮断
- ⑤近い階への移動時の階段利用の推奨
- ⑥節水
- ⑦廃棄物、資源ごみの分別回収

【添付資料】

「温室効果ガス排出量計算シート」
「取組の状況が分かる資料」の例
・エアコンの温度の適切な設定を定めたマニュアル
・消灯、節水、エレベーターの使用抑制を呼びかける掲示物
・分別された状況のごみ箱

など、状況が確認できる書類または写真等を添付してください。
「発展的な取組」も同様です。

Q4 エコキーパー事業所認定の有効期間は？

A4 認定した年度の3年後の11月末日までです。

例) 令和2(2020)年6月認定 ⇒ 令和5年(2023)年11月30日まで有効

なお、更新の際は、毎年6月から8月末までの受付期間中に認定申請書をご提出ください。